

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年 3月22日

河合町長 岡井 康徳

河合町規則第 1 号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(河合町情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 河合町情報公開条例施行規則(平成11年5月河合町規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「60日以内」を「3箇月以内」に、「行政不服審査法による異議申立て」を「審査請求」に改める。

(河合町個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 河合町個人情報保護条例施行規則(平成17年3月河合町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「個人情報開示等異議申立決定通知書(様式第18号)」を「個人情報開示等審査請求裁決通知書(様式第18号)」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第14条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第12号から様式第15号までの規定中「60日以内」を「3箇月以内」に、「行政不服審査法による異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第13条関係）

個人情報開示等審査請求裁決通知書

第 号

年 月 日

殿

河合町長

印

年 月 日付けで提出のありました自己情報の開示等の請求に対する決定に係る審査請求については、河合町個人情報保護条例第27条条第3項の規定により次のとおり裁決しましたので通知します。

1 個人情報ファイル等の名称
2 裁決の内容 <input type="checkbox"/> 却下 <input type="checkbox"/> 棄却 <input type="checkbox"/> 認容（全部・一部）
3 裁決の理由

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則(昭和32年8月河合村規則第19号)の一部を次のように改正する。

第11条の6の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

(河合町行政財産使用料条例施行規則の一部改正)

第4条 河合町行政財産使用料条例施行規則(平成10年12月河合町規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(河合町水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則の一部改正)

第5条 河合町水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則(昭和59年7月河合町規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(河合町子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第6条 河合町子ども医療費助成条例施行規則(平成17年7月河合町規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「異議申立てについて」を「審査請求について」に、「60日以内」を「3ヶ月以内」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

(老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第7条 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(平成5年3月河合町規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部改正)

第8条 身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則(平成5年3月河合町規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「60日以内」を「3箇月以内」に、「不服の申立て」を「審査

請求をすること」に改める。

(身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第9条 身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（平成5年3月河合町規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(母子保健法に基づく措置に関する規則の一部改正)

第10条 母子保健法に基づく措置に関する規則（平成25年3月河合町規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「60日以内」を「3か月以内」に、「異議申立て」を「審査請求をすること」に改める。

(河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和46年12月河合町規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第10条、様式第15条、様式第16条及び様式第24号中「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議申し立て」を「審査請求」に改める。

(河合町下水道条例施行規則の一部改正)

第12条 河合町下水道条例施行規則（昭和59年7月河合町規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「、行政不服審査法により」を削り、「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第27号中「行政不服審査法により」を削り、「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(河合町水洗便所改造資金助成規則の一部改正)

第13条 河合町水洗便所改造資金助成規則（昭和59年9月河合町規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「行政不服審査法により」を削り、「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(河合町水洗便所改造普及奨励金交付規則の一部改正)

第14条 河合町水洗便所改造普及奨励金交付規則（昭和59年9月河合町規則第1

4号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「行政不服審査法により」を削り、「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の河合町情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の河合町個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の河合町行政財産使用料条例施行規則、第5条の規定による改正前の河合町水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則、第6条の規定による改正前の河合町子ども医療費助成条例施行規則、第7条の規定による改正前の老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則、第8条の規定による改正前の身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則、第9条の規定による改正前の身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則、第10条の規定による改正前の母子保健法に基づく措置に関する規則、第11条の規定による改正前の河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の河合町下水道条例施行規則、第13条の規定による改正前の河合町水洗便所改造資金助成規則及び第14条の規定による改正前の河合町水洗便所改造普及奨励金交付規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

河合町学童保育事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 22 日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町規則第 2 号

河合町学童保育事業実施規則の一部を改正する規則

河合町学童保育事業実施規則（平成13年3月河合町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「30名程度」を「40名程度」に改める。

第7条第1号中「3学年まで」を「6学年」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第8条第2項を削る。

第9条中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、「するものとする。」の次に「ただし、定員を超えた場合は低学年、及び、保育に欠ける事由の高い児童を優先するものとする。」を加える。

第10条第2項中「3,000円」を「4,000円」に改め、同項の表中「6,000円」を「8,000円」に改める。

第11条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第14条中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

河合町延長保育に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 22 日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町規則第 3 号

河合町延長保育に関する規則の一部を改正する規則

河合町延長保育に関する規則（平成21年3月河合町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において「延長保育」とは、保育所に入所している児童が、河合町支給認定及び保育の利用等に関する規則（平成27年3月河合町規則第6号）第6条各号の規定により認定された保育の提供を受ける時間以外の時間において保育を利用する場合の保育をいう。

（対象児童）

第3条 延長保育をうけることができる児童は、保育所において現に保育されており、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる児童で次の各号に該当する児童をいう。

- （1） 保護者の就労形態、通勤時間帯により、延長保育が必要と認められる児童
- （2） 延長保育により発育又は健康上支障を生ずるおそれがないと認められる児童
- （3） 町長が認める前2号に類する状態にある児童

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

定義	保育料1人30分あたり
河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年3月河合町条例第7号）第3条に規定する階層がA階層の世帯	無料
その他の世帯	100円

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月22日

河合町長 岡井 康徳

河合町規則第 4 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給料等の支給に関する規則（昭和32年8月河合村規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項の表を次のように改める。

職	支給額
総括部長	70,900円
部長	61,300円
次長、議会事務局長	53,100円
課長、室長、所長、園長	43,000円
主幹	35,200円

第5条の4第2項の表を次のように改める。

職	支給額
総括部長	56,800円
部長	47,000円
次長、議会事務局長	40,800円
課長、室長、所長、園長	31,700円
主幹	25,900円

第5条の6第1項の表中「次長」の次に「、議会事務局長」を加え、「局長」を「室長」に改め、「園長」の次に「、主幹」を加える。

第18条第1項第1号中「100分の93以上100分の150以下」を「6月に支給する場合には100分の93以上100分の150以下、12月に支給する場合には100分の106以上100分の170以下」に改め、同項第2号中「100分の75以上100分の93未満」を「6月に支給する場合にお

いては100分の75以上100分の93未満、12月に支給する場合においては100分の85以上100分の106未満」に改め、同項第3号中「100分の72以上100分の75以下」を「6月に支給する場合においては100分の72以上100分の75以下、12月に支給する場合においては100分の82以上100分の85以下」に改め、同項第4号中「100分の72未満」を「6月に支給する場合においては100分の72未満、12月に支給する場合においては100分の82未満」に改める。

第18条の2第1項第1号中「100分の35超」を「6月に支給する場合においては100分の35超、12月に支給する場合においては100分の40超」に改め、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改め、同項第3号中「100分の35未満」を「6月に支給する場合においては100分の35未満、12月に支給する場合においては100分の40未満」に改める。

第2条 給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「6月に支給する場合においては100分の93以上100分の150以下、12月に支給する場合においては100分の106以上100分の170以下」を「100分の99以上100分の160以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の75以上100分の93未満、12月に支給する場合においては100分の85以上100分の106未満」を「100分の80以上100分の99未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合においては100分の72以上100分の75以下、12月に支給する場合においては100分の82以上100分の85以下」を「100分の77以上100分の80以下」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合においては100分の72未満、12月に支給する場合においては100分の82未満」を「100分の77未満」に改める。

第18条の2第1項第1号中「6月に支給する場合においては100分の35超、12月に支給する場合においては100分の40超」を「100分の37.5超」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合においては100分の35未満、12月に支給する

場合においては「100分の40未満」を「100分の37.5未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給料等の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 22 日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町規則第 5 号

単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純労務職員の給与に関する規則（昭和42年4月河合村規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

単純労務職給料表

号給	給料月額
	円
1	126,400
2	127,300
3	128,300
4	129,200
5	130,200
6	131,200
7	132,200
8	133,200
9	134,000
10	135,000
11	136,000
12	137,100
13	137,900
14	138,900
15	139,900
16	140,900
17	142,000
18	143,200
19	144,400
20	145,600
21	146,700
22	147,900
23	149,100
24	150,300

25	151,500
26	153,000
27	154,500
28	156,000
29	157,400
30	158,900
31	160,400
32	161,900
33	163,400
34	165,200
35	167,000
36	168,800
37	170,600
38	172,300
39	174,000
40	175,700
41	177,300
42	178,700
43	180,100
44	181,500
45	183,500
46	185,000
47	186,400
48	187,800
49	189,200
50	190,400
51	191,700
52	192,800
53	194,000
54	195,100
55	196,200
56	197,300
57	199,300
58	200,700
59	202,100
60	203,400
61	204,700
62	206,100
63	207,500
64	208,900
65	210,300

66	211,900
67	213,500
68	214,900
69	216,200
70	217,700
71	219,200
72	220,500
73	221,600
74	222,400
75	223,300
76	224,300
77	225,200
78	226,700
79	228,000
80	229,100
81	230,600
82	231,900
83	233,200
84	234,500
85	235,700
86	236,900
87	238,200
88	239,500
89	240,600
90	241,900
91	243,100
92	244,300
93	245,600
94	246,900
95	248,200
96	249,500
97	251,300
98	252,600
99	253,800
100	255,000
101	256,100
102	257,300
103	258,500
104	259,700
105	260,800
106	261,900

107	262,900
108	264,000
109	265,100
110	266,300
111	267,400
112	268,400
113	269,400
114	270,500
115	271,600
116	272,700
117	273,700
118	274,800
119	275,900
120	277,000
121	278,000
122	279,100
123	280,100
124	281,100
125	282,000
126	282,900
127	284,000
128	285,100
129	285,800
130	286,700
131	287,600
132	288,500
133	289,400
134	290,400
135	291,400
136	292,300
137	293,000
138	293,900
139	294,800
140	295,700
141	296,400
142	297,000
143	297,700
144	298,500
145	299,100
146	299,900
147	300,600

148	301,300
149	302,000
150	302,700
151	303,500
152	304,200
153	304,800
154	305,500
155	306,200
156	306,900
157	307,400
158	307,900
159	308,500
160	309,100
161	309,700
162	310,100
163	310,600
164	311,100
165	311,400
166	311,900
167	312,400
168	312,800
169	313,000
170	313,300
171	313,600
172	313,900
173	314,200
174	314,500
175	314,800
176	315,100
177	315,300
178	315,700
179	316,000
180	316,200
181	316,400
182	316,700
183	317,000
184	317,300
185	317,500
186	317,800
187	318,100
188	318,300

189	318,500
190	318,800
191	319,100
192	319,300
193	319,500
再任用職員	192,400

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純労務職員の給与に関する規則は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

平成27年改正条例附則第3項から第6項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月22日

河合町長 岡井 康徳

河合町規則第6号

平成27年改正条例附則第3項から第6項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則

平成27年改正条例附則第3項から第6項までの規定による給料等に関する規則(平成27年3月河合町規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の4」を「100分の5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。